

大 監 第 167 号
平成 18 年 2 月 10 日

(前回請求人あて)

大阪市監査委員	船 場 太 郎
同	勝 田 弘 子
同	川 村 恒 雄
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について (通知)

平成 18 年 1 月 25 日付けであなたから提出された地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

中央卸売市場本場市場棟第 3 期・関連棟建設工事における解体撤去工事において、コンクリートガラ of 搬送処理量を示す産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。) のうち業者の虚偽記載による契約外業者の搬出は廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。) における委託基準違反であり、また、産業廃棄物処理業者と J V (特定建設工事共同企業体) との契約に含まれていない「その他」の産業廃棄物を住宅局がチェックリストに転記する際に「コンクリートガラ」と虚偽記載しており、違法・不当に支払われた処分費及びその利息分を、市長は関係業者らに返還させるべく措置請求する。

2 平成 17 年 8 月 18 日付け監査請求 (以下「前回請求」という。)

前回請求は、市は上記工事におけるコンクリートガラ等の処分費を支払ったが、マニフェストは一部しか存在しないなど、虚偽文書等による違法・不当な支出により無用の損害を生じさせているので、処分費全額の返還を求めたものである。

前回監査結果 (平成 17 年 10 月 17 日付け大監第 112 号) では、解体工事等における廃棄物処分方法の変更について、請負者からの報告がなく設計変更を行っていないため、本市に過払いが生じていると推定できる部分があるとした上で、最終的な金額等については、請負者との間で協議を行い、設計金額に対する契約金額の率及び消費税率を適用のうえ精算するのが相当であるとし、しかるべき方法により精査のうえ請負者に返還を求めるよう勧告し、請求人に通知した。

勧告に対する前回措置結果（平成 17 年 11 月 8 日付け大住宅第 1613 号）では、過払い額として勧告がなされた設計金額に、設計金額に対する契約金額の率及び消費税率を適用した金 53,791,500 円を、請負者に対し返還を求め、平成 17 年 11 月 2 日に収納したとの通知があり、請求人に通知した。

3 地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件に係る判断

（1）対象となる財務会計上の行為等

法第 242 条に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって、当該普通地方公共団体のこうむった損害に対し、請求に理由があると認めるときは必要な措置を講ずべきことを勧告し、その損害を補填させ、又は損害の発生を未然に防止させることを目的とするものである。

今回の請求人の主張は、廃棄物行政上又は業者間の契約上の問題や転記の際の住宅局の事務処理上の問題を指摘しているものであり、いずれも、本市の財務会計上における違法若しくは不当な行為を摘示するものではない。

（2）損害発生の可能性

監査委員は、長等又は職員の請負契約締結等が財務会計法規に違反する違法なものであったとされて初めて損害賠償請求権が発生するものではなくても、業者らの談合に基づく入札及び契約締結が不法行為上違法の評価を受けるものであることにより損害が発生したことなどを確定しさえすれば足りるとされている（最高裁平成 14 年 7 月 2 日判決）ことから、本市における財務会計上の行為の違法を直接の原因とせず、業者の違法な行為により本市に損害が発生することもあり、そのような損害に対する返還請求権の不行使は請求の対象となり得ると解される。

一方、行為等に違法・不当な事由があるとしても、それが市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであれば、住民監査請求の対象となる行為等には該当しないとされている（最高裁平成 6 年 9 月 8 日判決）。

これを今回の請求についてみると、請求人の主張するマニフェストやチェックリストの虚偽記載等は、廃棄物行政上や事務処理上の問題となる可能性はあるものの、そのことが定額請負契約における金額自体に影響を及ぼすものではないことから、本市に損害をもたらす関係にはないことが明らかである。

（3）再度の監査請求

住民監査請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないとされており、その趣旨は、監査委員が監査請求の対象とされた当該行為等につき違法・不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているのではなく、住民の主張する違法・不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではないとのものである（最高裁昭和 62 年 2 月 20 日判決）。

また、住民監査請求は、住民訴訟の前置手続としての目的であるところ、請求

の対象とした当該行為等について監査請求を経た以上、訴訟において、監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないと解され、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないとされている（同上判決）。

これを今回の請求についてみると、請求人が対象としている廃掃法違反及び局の虚偽記載に係る処分費は、いずれも前回請求において請求の対象とされた処分費の中に包含されており、本件請求において主張する違法・不当事由が前回請求と異なっているものの、結局のところ同一の当該行為等を対象として重ねて行うものであり、別個の住民監査請求と認めることはできない。

また、前回勧告に係る利息分の加算については、前回の措置の際に本市が利息を請求しなかったことに対する不服そのものであるところ、法第 242 条の 2 においては、監査委員の勧告を受けた長等の措置に不服がある場合は住民訴訟を提起することができ、その場合、当該措置に係る監査委員の通知があった日から 30 日以内にしなければならないと定められていることから、これを新たに住民監査請求の対象とすることとなると、住民訴訟を定めた法の趣旨を没却することになる。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する要件を満たさないものと判断する。

大 監 第 168 号
平成 18 年 2 月 10 日

(新たな請求人あて)

大阪市監査委員	船 場 太 郎
同	勝 田 弘 子
同	川 村 恒 雄
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について (通知)

平成 18 年 1 月 25 日付けであなたから提出された地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

中央卸売市場本場市場棟第 3 期・関連棟建設工事における解体撤去工事において、コンクリートガラ of 搬送処理量を示す産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。) のうち業者の虚偽記載による契約外業者の搬出は廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。) における委託基準違反であり、また、産業廃棄物処理業者と J V (特定建設工事共同企業体) との契約に含まれていない「その他」の産業廃棄物を住宅局がチェックリストに転記する際に「コンクリートガラ」と虚偽記載しており、違法・不当に支払われた処分費及びその利息分を、市長は関係業者らに返還させるべく措置請求する。

2 平成 17 年 8 月 18 日付け監査請求 (以下「前回請求」という。)

前回請求は、市は上記工事におけるコンクリートガラ等の処分費を支払ったが、マニフェストは一部しか存在しないなど、虚偽文書等による違法・不当な支出により無用の損害を生じさせているので、処分費全額の返還を求めたものである。

前回監査結果 (平成 17 年 10 月 17 日付け大監第 112 号) では、解体工事等における廃棄物処分方法の変更について、請負者からの報告がなく設計変更を行っていないため、本市に過払いが生じていると推定できる部分があるとした上で、最終的な金額等については、請負者との間で協議を行い、設計金額に対する契約金額の率及び消費税率を適用のうえ精算するのが相当であるとし、しかるべき方法により精査のうえ請負者に返還を求めるよう勧告し、請求人に通知した。

勧告に対する前回措置結果（平成 17 年 11 月 8 日付け大住宅第 1613 号）では、過払い額として勧告がなされた設計金額に、設計金額に対する契約金額の率及び消費税率を適用した金 53,791,500 円を、請負者に対し返還を求め、平成 17 年 11 月 2 日に収納したとの通知があり、請求人に通知した。

3 地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件に係る判断

(1) 対象となる財務会計上の行為等

法第 242 条に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって、当該普通地方公共団体のこうむった損害に対し、請求に理由があると認めるときは必要な措置を講ずべきことを勧告し、その損害を補填させ、又は損害の発生を未然に防止させることを目的とするものである。

今回の請求人の主張は、廃棄物行政上又は業者間の契約上の問題や転記の際の住宅局の事務処理上の問題を指摘しているものであり、いずれも、本市の財務会計上における違法若しくは不当な行為を摘示するものではない。

(2) 損害発生の可能性

監査委員は、長等又は職員の請負契約締結等が財務会計法規に違反する違法なものであったとされて初めて損害賠償請求権が発生するものではなくても、業者らの談合に基づく入札及び契約締結が不法行為上違法の評価を受けるものであることにより損害が発生したことなどを確定しさえすれば足りるとされている（最高裁平成 14 年 7 月 2 日判決）ことから、本市における財務会計上の行為の違法を直接の原因とせず、業者の違法な行為により本市に損害が発生することもあり、そのような損害に対する返還請求権の不行使は請求の対象となり得ると解される。

一方、行為等に違法・不当な事由があるとしても、それが市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであれば、住民監査請求の対象となる行為等には該当しないとされている（最高裁平成 6 年 9 月 8 日判決）。

これを今回の請求についてみると、請求人の主張するマニフェストやチェックリストの虚偽記載等は、廃棄物行政上や事務処理上の問題となる可能性はあるものの、そのことが定額請負契約における金額自体に影響を及ぼすものではないことから、本市に損害をもたらす関係にはないことが明らかである。

(3) 同一の監査請求

本件請求において、請求人が対象としている廃掃法違反及び局の虚偽記載に係る処分費は、いずれも別の請求人による前回請求において請求の対象とされた処分費の中に包含されており、既に監査の結果を請求人に通知し公表を行ったものである。

また、利息分の加算を怠っているとの部分については、前回監査結果を受けて本市が講じた措置の中で判断がなされている。

ところで、行政実例（昭和 34 年 3 月 19 日）によれば、同一事件について二個以上の請求がなされた場合でも、請求人が異なる以上一事不再議の原則を援用することはできないが、一個の請求について行った監査の結果に基づいて請求に係

る事実がないと認めるときは、他の請求について改めて監査を行うことなく、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている。

したがって、前回監査結果及び前回措置結果の各写しをもって、本件請求に係る通知の一部とする。

以上のことを総合的に考慮すると、本件請求に対する監査の実施には至らないものと判断する。